令和５年度　地下水測定結果

項目（単位）	調査地点		西紋別地区広域ごみ処理センター				基準値[1]
			地下水 上流井戸	地下水 北側井戸	地下水 南側井戸		
調査時の記録事項	採取年月日		令和5年10月25日	令和5年10月25日	令和5年10月25日		
	結果を得られた年月日		令和5年11月28日	令和5年11月28日	令和5年11月28日		
	天候		晴れ	晴れ	晴れ		
	気温	(℃)	16.6	16.6	18.9		
	水温	(℃)	11.4	8.9	9.8		
測定項目	アルキル水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出		不検出
	総水銀	(mg/L)	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満		0.0005 以下
	カドミウム	(mg/L)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満		0.003 以下
	鉛	(mg/L)	0.001	0.005	0.001 未満		0.01 以下
	六価クロム	(mg/L)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満		0.05 以下
	砒素	(mg/L)	0.001 未満	0.001 未満	0.008		0.01 以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出		不検出
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出		不検出
	トリクロロエチレン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.01 以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.01 以下
	ジクロロメタン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.02 以下
	四塩化炭素	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.10 以下
	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.006 以下
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.002 以下
	チウラム	(mg/L)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満		0.006 以下
	シマジン	(mg/L)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満		0.003 以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満		0.02 以下
	ベンゼン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.01 以下
	セレン	(mg/L)	0.001 未満	0.001 未満	0.001		0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.67	0.17	0.24		10 以下
	クロロエチレン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.002 以下
	1.4ジオキサン	(mg/L)	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満		0.05 以下
	ふっ素	(mg/L)	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満		0.8 以下
	ほう素	(mg/L)	0.02 未満	0.05	0.02		1 以下
	ダイオキシン類[2]	(pg-TEQ/L)					－
	ダイオキシン類[3]	(pg-TEQ/L)	0.940	0.095	0.100		1.000 以下

1)

2) 毒性当量(WHO-TEF(2006)に基づいて算出)は定量下限値未満を0として算出。(「ダイオキシン類対策措置法の基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に準じた算出値)

3) 毒性当量は定量下限値未満検出下限値以上はそのままの値を使用、検出下限値未満は検出下限の1/2の値を使用して算出。(「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」に準じた算出値)